

健康福祉常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和6年12月4日(水)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 永井 司、斉藤 章、桜井 卓、中村 洋子、
現王園孝昭、金森すみ子
- 4 審査結果

「議案第64号」北本市健康増進センター設置及び管理条例の廃止については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第65号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第67号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第68号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第6号」視覚障がい者の補装具・日常生活用具に関する請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

◎「議案第64号」について

- (1) 「栄市民活動交流センターの供用開始が令和7年6月で、健康増進セ

ンターの廃止が令和7年度末となっているが、10か月間併存する理由について」質疑したところ、「1点目が機能移転により規模が縮小するカラオケなどの利用者へできる限り配慮したいということ、2点目が指定管理受託者の職員の雇用形態の激変緩和措置で、現在の指定管理期間の満了に合わせてました。指定管理料については、令和7年度に高齢者ラウンジへ一部機能を移転していくため、指定管理者と協議の上、減額する変更契約を結びたいと考えています」との答弁がありました。

(2) 「施設の面積や移転する機能について」質疑したところ、「健康増進センターで利用している本館は766平方メートルで、カラオケがある大広間や囲碁等を備えた娯楽室、健康相談室、茶室、会議室があります。移転先には専用の会議室はなく、隣の部屋などを借りる形となるため一概に比較はできませんが、2部屋で144平方メートルとなります。高齢者に関する各種相談や教養講座など引き続き実施したいと考えていますが、囲碁、将棋、カラオケは移転先では専用の場所の確保が困難なため、曜日ごとでの利用や高齢者ラウンジに空きがない場合には他の公共施設の予約支援を行いたいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第65号」について

(1) 「条例の一部改正の経緯について」質疑したところ、「高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の上昇傾向が想定される中、国では課税限度額及び軽減判定所得を毎年見直すこととしており、中間所得層の被保険者等に配慮しつつ、必要な保険税収入を確保するため、令和6年4月1日に地方税法施行令を改正し国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行いました。北本市国民健康保険税条例ではこの施行令を根拠としており、国民健康保険運営協議会の意見聴取を経て改正に至りました」との答弁がありました。

（２）「課税限度額引き上げの効果について」質疑したところ、「課税限度額に到達する世帯は改正前の141世帯から改正後は123世帯となり、後期高齢者支援金分264万円の増を見込んでいます。課税標準額に対する264万円の割合は0.02％から0.03％と低い状況ですが、医療費の増加傾向により、今後税率改定を行った場合、増額分がすべて中間所得層の負担となってしまうことから、税率改定に対する影響が低い状況ではありますが、高所得層にも負担を求めることで公平性を担保するため、課税限度額の引き上げを行うこととしました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第67号」について

（１）「指定管理料の引き上げの要因について」質疑したところ、「主な要因は人件費の増加に対応するもので、福祉職確保のための給与増や利用者増のための新たな支援に必要な人件費等が含まれており、約97万円の増となっています。その他、消耗品や燃料費等が物価上昇等の影響により約23万円の増となっています」との答弁がありました。

（２）「応募が1者しかなかったことについて」質疑したところ、「ホームページへの掲載や鴻巣北本地域自立支援協議会のメンバーの障害児通所支援事業所へ周知を行いました。結果として1者の応募になりました。要因としては、障害児学童保育室の定員が20人のところ、市内の事業所の定員がすべて10人であり、規模の相違が影響したこと、また、放課後等デイサービスと相談支援事業の両方を実施している事業所がないことであると考えています」との答弁がありました。

（３）「民間に同様の施設が増えている中で、利用状況等について」質疑したところ、「利用者のニーズの多様化により事業所ごとに支援内容が異なっており、近年は発達障害の児童へのサービス提供事業所が多くなっています

が、利用者が児童の特性に合った施設や障害児学童保育室を利用していると考えています。障害児学童保育室の利用登録者数は令和4年度20人で、そのうち重度の障がい的人是13人、令和5年度は17人で、そのうち重度の障がいの人が9人、令和6年度は9月時点で15人で、そのうち重度の障がいの人が9人という状況です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第68号」について

(1) 「評価の点数で差が出た項目について」質疑したところ、「1点目として、収支計画は適切なものであるか、2点目として、指定管理業務従事者の継続雇用及び雇用条件に配慮しているかどうか、3点目として、地域との連携が図れるものであるかという点において、うさぎっ子クラブが優れていると評価されています」との答弁がありました。

(2) 「応募者の収支計画の人件費の差について」質疑したところ、「仕様書において1支援単位当たりの利用児童数を約40人、支援単位数を17とし、また、支援単位ごとに3人以上の支援員を配置することと定めています。両者ともその要件を満たすように収支計画を作成しており、支援員数を多くして人件費に差が出ているのは手厚く配置したいという応募者の意思の表れと考えています」との答弁がありました。

(3) 「利用児童数を約40人、17支援単位とした理由について」質疑したところ、「現在13支援単位で運営する中で40人を超えている施設があり、指定管理者が支援員を増やして対応している状況であったため、約40人ごとの支援単位とすることにしました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議請第6号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、参考人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

（１）「補装具、日常生活用具は相当な数があると思うが、具体的に置いて欲しい物品はあるか」と質疑したところ、「消耗品でもある白杖も、重さや長さが異なるため、実際に触って試せることが望ましいです。また、音声で入出力できるもの、例えば、音声式の時計、体温計、電子レンジや、弱視の人はデジタル拡大鏡、眼鏡の縁につけるとＡＩが認識して音声で説明してくれる製品など、生活に必要な代表的なものを置くことは可能と考えています」との答弁がありました。

（２）「市街地の中心である市役所に設置するのが望ましいと考えるが、どのような場所を希望しているか」と質疑したところ、「身近な場所として市内を希望していますが、北本市だけですべての商品をそろえることはできないので、県央地域振興センター単位で設置できるとよいと考えています。家族や友人に同行してもらう場合、電車で行くことができ、駐車場もある施設があれば、その施設の一角に設置することも考えられます」との答弁がありました。

（３）「請願趣旨に『デジタル化技術の進歩に即して、補装具のリストを再検討すべき』とあるが、具体的にどのようなことか」と質疑したところ、「近年スマートフォンの性能が向上しており、スマートフォンと周辺機器とを組み合わせることで、個別の機器の能力を上回る効果が出てきています。スマートフォンのカメラが捉えた状況をＡＩやオペレーターが伝えてくれる技術や、スマートスピーカーなどＡＩ機能が搭載された製品など、情報源として日常生活に非常に便利な機能が出てきているため、その辺りの研究もしていただきたいと考えています」との答弁がありました。

(4) 「常設ではなく日を限定した展示会であれば、視覚障害に限らず様々な福祉用具の展示もできると考えるが、そのような考えは選択肢にあるか」と質疑したところ、「常設が将来目標ですが、春、夏、秋、冬と、年4回程度開催してもらえるのであれば一歩前進と考えます」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が1件ありました。

以上報告いたします。

令和6年12月18日

健康福祉常任委員会

委員長 金森 すみ子

北本市議会議長 滝瀬 光一 様